

家事事件手続法の施行を迎えて

— 家事事件の手続が新しくなります —

～平成23年5月25日に公布された家事事件手続法が、
平成25年1月1日から施行されます～

家事事件手続法とは何を定めた法律ですか？

家事事件手続法とは、家事事件（夫婦間の紛争や成年後見など家庭に関する事件のことをいい、家事審判に関する事件と家事調停に関する事件に分かれます。）の手続を定める法律です。

※ **家事審判**は、裁判官が様々な資料に基づいて判断し決定する手続です。
家事調停は、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、当事者双方から言い分を十分に聴きながら、話し合いを行う手続です。

どうして家事事件手続法が制定されたのですか？

これまで家事事件の手続については**家事審判法**が定めており、同法は昭和22年の制定以降、大きな改正がされていませんでしたが、この間、我が国の家族をめぐる状況や国民の法意識は大きく変化し、当事者等が手続に主体的に関わるための機会を保障することが重要になってきました。

そこで、家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容とするために、全面的に見直し、新たに**家事事件手続法**が制定されることとなりました。

具体的にどのような点が見直されたのですか？

見直しのポイントとなったのは主に次の点です。

- 当事者等の手続保障を図るための制度を充実させること
- 家事事件の手続を、国民にとって、より利用しやすいものとする
- 手続の基本的事項を整備すること



家事審判法と家事事件手続法との違いを、いくつかご紹介します。

家事審判法(～H24.12)

申立書の写しの送付

法律上、明文の規定なし。



かーくん

申立書の写しが送付されると、相手方は申立ての内容をよく把握した上で、自分の言い分などを準備することができます。

当事者による記録の閲覧謄写※

「家庭裁判所は、相当と認めるときは、記録の閲覧謄写を許可することができる」と規定されており、家庭裁判所の広い裁量に委ねられていた。

※記録の閲覧謄写とは、事件の記録を見たりコピーをしたりすることです。

陳述※の聴取

法律上、明文の規定なし。

※陳述とは、裁判所に対し事件について口頭または書面で認識、意見、意向等を表明することです。

審判の結果により影響を受ける者の手続保障

審判の結果により影響を受ける者について、手続に参加した場合の権限等が不明確であり、手続保障に関する規定も不十分であった。

家事事件手続法 (H25.1～)

● 相手方のある家事審判事件や家事調停事件では、家庭裁判所は、手続の円滑な進行を妨げるおそれがある場合を除き、原則として、申立書の写しを事件の相手方に送付しなければならないこととした。

● 家事審判事件では—
当事者からの請求は原則として許可するものとした。

ただし、事件に関係する人のプライバシー等に配慮し、例外として、一定の場合には不許可とすることができるとして、不許可とされる場合を明確に規定した。



当事者が提出する資料も、他方の当事者等から申請があった場合には、原則として、閲覧謄写が許可されることとなります。

● 家事調停事件では—
家事審判法と同様に、相当と認めるときは許可することができることとした。

● 相手方のある家事審判事件では、原則として、当事者の陳述を聴取しなければならず、当事者の希望があれば、裁判官が直接陳述を聴く手続によって行わなければならないこととした。

● 審判の結果により影響を受ける者が手続に参加した場合の権限を明確にし、閲覧謄写等につき、当事者と同様の権能を与えることとした。

● 個別の家事審判事件ごとに、審判の結果により影響を受ける者等から陳述を聴かなければならない場合を明記した。

● 特に子どもが影響を受ける事件では、子どもの意思を把握するように努め、これを考慮しなければならないとした。

電話会議・テレビ会議システム

法律上、明文の規定なし。

●当事者が遠隔地に居住しているとき等に、当事者の意見を聴いて、電話会議又はテレビ会議システムを利用して手続を行うことができるとした。



裁判所から遠隔地にお住まいの方にとって、出頭の負担が軽減されます。



ただし、電話会議・テレビ会議システムを利用して、離婚や離縁の調停を成立させることはできません。

家事事件手続法はいつから施行されるのですか？

家事事件手続法は平成25年1月1日から施行されます。

ただし、家事事件手続法が適用されるのは、平成25年1月1日以降に申し立てられた家事事件です。

- 家事事件の手続について、詳しくお知りになりたい方は裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) をご覧ください。
- 家事事件の申立てをお考えになっている方は、お近くの家庭裁判所の家事手続案内をご利用ください。

※全国の裁判所の所在地・電話番号はこちら。
http://www.courts.go.jp/map_tel/index.html

